

郡山西部第一工業団地開発事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。
- 3 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。
特に、希少動植物については、さらなる対策が必要となった場合は、関係者と協議のうえ適切な環境保全措置を講じること。